

## 令和4年度 村上市地域内フィーダー系統確保維持計画（案）について

### 1 要旨

国の補助事業を、令和4年度以降も継続的に活用して生活交通を維持するため、補助要件である「村上市地域内フィーダー系統確保維持計画」を作成するものです。

### 2 計画の概要

#### 1) 対象運行系統の名称

- ①村上市まちなか循環バス
  - ・小回り循環
  - ・大回り循環－小回り循環
- ②村上一馬下－寒川線
- ③村上市せなみ巡回バス
- ④村上一猿沢－北中線

#### 2) 運行予定者

新潟交通観光バス株式会社

生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー系統確保維持計画を含む）〔案〕

令和3年6月 日

（名称）村上市地域公共交通活性化協議会

生活交通確保維持改善計画の名称													
村上市地域内フィーダー系統確保維持計画													
1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性													
<p>村上市の公共交通機関は幹線交通である鉄道、バスを中心として、市内広範に路線バス、コミュニティバス、乗合タクシーにより構成されている。これらの公共交通は、車を運転できない高齢者や学生にとって、通院、通学、買い物など生活に必要不可欠な交通として機能している。</p> <p>しかし、少子化や人口減少の影響と自家用車から公共交通への転換が進んでいないため、本市の公共交通利用者は減少を続け、市内を運行する路線バスは全路線が廃止代替路線となり、収入悪化により行財政負担が増加している。</p> <p>また、新潟県の総面積の9.3%を占める広大な面積を有する本市においては、山間部などの一部地域で、公共交通機関が確保されていない状況となっており、住民に不便を強いている状況にある。加えて高齢化の進行により、通院・買い物などの住民生活に必要不可欠な移動手段の確保が必要となっている。</p> <p>本市では、交通空白地域や不便地域の解消のため、平成23年度からまちなか循環バス、デマンド型乗合タクシー、せなみ巡回バスの運行に順次取り組みを実施してきた。</p> <p>路線バスにおいては、市街地にある高校までの通学手段として多くの学生が利用しており、村上～猿沢～北中線及び村上～馬下～寒川線の運行を引き続き確保・維持することで、住民の生活交通手段を存続させていく必要がある。</p>													
2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果													
(1) 事業の目標													
<p>各系統の一日当たりの平均利用者数を、令和2年度実績を勘案して次のとおりとします。</p> <p style="text-align: right;">（令和2年度実績）</p> <table border="0"> <tbody> <tr> <td>・村上市まちなか循環バス</td> <td>33人以上/日</td> <td>39人/日</td> </tr> <tr> <td>・村上～馬下～寒川</td> <td>9人以上/日</td> <td>12人/日</td> </tr> <tr> <td>・村上市せなみ巡回バス</td> <td>16人以上/日</td> <td>19人/日</td> </tr> <tr> <td>・村上～猿沢～北中</td> <td>29人以上/日</td> <td>33人/日</td> </tr> </tbody> </table> <p>上記の目標値は新型コロナの影響を踏まえた目標値である。</p>		・村上市まちなか循環バス	33人以上/日	39人/日	・村上～馬下～寒川	9人以上/日	12人/日	・村上市せなみ巡回バス	16人以上/日	19人/日	・村上～猿沢～北中	29人以上/日	33人/日
・村上市まちなか循環バス	33人以上/日	39人/日											
・村上～馬下～寒川	9人以上/日	12人/日											
・村上市せなみ巡回バス	16人以上/日	19人/日											
・村上～猿沢～北中	29人以上/日	33人/日											
(2) 事業の効果													
<p>事業対象路線を運行することにより、沿線周辺の学生、高齢者等の日常生活に必要不可欠な移動手段が確保される。また、鉄道などの広域交通、既存の路線バスと接続することで、効率的な運行体系が構築され、住民の外出促進および地域活性化にもつながる。</p>													

### 3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

まちなか循環バスについては、平成 30 年度に車両の入れ替えを行い、高齢者が乗り降りしやすいノンステップバスを導入し、車内には聴覚障がい者が乗降場所の判断を容易にするため、音声とあわせて液晶モニターによる情報提供を行う。

せなみ巡回バスについては、カラー版の時刻表、経路図を記載したパンフレットを沿線の商店や観光施設等へ配布する。

村上～馬下～寒川線については、沿線住民にチラシを配布し、利用促進に取り組む。

村上～猿沢～北中線については、学生の利用者が多いことから、市内の高校に学割半額のチラシ配布を行う。

これらの事業は村上市が実施主体として行う。

### 4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表 1」を添付。

#### (1) 予定している時刻表・運行予定期間

予定している時刻表…別紙「時刻表」のとおり

運行予定期間…下記(3)のとおり

#### (2) 運行事業者決定の経緯

新潟交通観光バス株式会社は、市民の生活移動を支える担い手として地域の信頼を得ており、安全輸送の確保が期待できる。また、大雪等の不測の事態にも迅速に対応でき、一年を通して円滑な運行が期待できる。

#### (3) 運行予定期間

##### ①村上市まちなか循環バス系統

・小回り循環 平成 23 年 10 月 1 日 ～

・大回り循環－小回り循環 平成 25 年 3 月 1 日 ～

②村上～馬下～寒川線 平成 25 年 3 月 1 日 ～

③村上市せなみ巡回バス 平成 25 年 10 月 1 日 ～

④村上～猿沢～北中線 平成 25 年 10 月 1 日 ～

#### (4) 既存交通や地域間交通との関係や整合性

本市の地域間交通ネットワークである鉄道と村上駅で接続し、地域内フィーダー系統を構築している。

運行については、地域内で運行するバス事業者及びタクシー事業者が参加する村上市地域公共交通活性化協議会において協議され、合意に基づいていることから、整合性は図られている。

### 5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者

村上市から運行事業者への委託金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。

6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称
新潟交通観光バス 株式会社
7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法 【活性化法法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】
該当なし
8. 別表1の補助対象事業の基準二ただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】
該当なし
9. 別表1の補助対象事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】
該当なし
10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】
該当なし
11. 外客来訪促進計画との整合性 【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】
該当なし
12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
該当なし
13. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし

<p>15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の負担者  <b>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b></p>
<p>該当なし</p>
<p>16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）  <b>【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b></p>
<p>該当なし</p>
<p>17. 貨客混載の導入に係る目的・必要性  <b>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b></p>
<p>該当なし</p>
<p>18. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果  <b>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b></p>
<p>（１）事業の目標</p>
<p>該当なし</p>
<p>（２）事業の効果</p>
<p>該当なし</p>
<p>19. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額  <b>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b></p>
<p>該当なし</p>
<p>20. 協議会の開催状況と主な議論</p>
<p>令和3年6月24日、令和3年度第1回村上市地域公共交通活性化協議会にて、本計画について全ての構成員から合意を得られた。</p>
<p>21. 利用者等の意見の反映状況</p>
<p>協議会には、各種団体等から利用者及び住民の代表が参加しており、協議会での議論を反映して計画を作成した。</p>

22. 協議会メンバーの構成員	
関係都道府県	新潟県村上地域振興局企画振興部
関係市区町村	村上市自治振興課
交通事業者・交通施設管理者等	東日本旅客鉄道株式会社新潟支社総務部企画室長 新潟交通観光バス株式会社代表取締役 村上市ハイヤー・タクシー協会代表 国土交通省北陸地方整備局新潟国道事務所計画課長 国土交通省北陸地方整備局羽越河川国道事務所長 新潟県村上地域振興局地域整備部計画調整課長 村上市建設課長 新潟県村上警察署交通課長
地方運輸局	国土交通省北陸信越運輸局交通政策部交通企画課長 国土交通省北陸信越運輸局新潟運輸支局首席運輸企画専門官
その他協議会が必要と認める者	長岡技術科学大学院教授 村上商工会議所代表 村上市4商工会代表 村上市各地区区長会代表 村上市内高等学校PTA代表 村上市老人クラブ連合会代表 村上市観光協会代表 新潟県交通観光バス労働組合代表 村上市学校教育課長 村上市介護高齢課長

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 村上市三之町1番1号  
(所 属) 村上市自治振興課公共交通係  
(氏 名) 天井 啓喜  
(電 話) 0254-53-2111 (内線 5131)  
(e-mail) jichi-sk@city.murakami.lg.jp